

# 行政通知の読み方・使い方

## こども基本法の施行について

（令和5年4月1日こ総政第2号、各都道府県知事、各指定都市市長宛、こども家庭庁長官）

解説・こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付企画調整担当

### 1 はじめに

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が令和5年4月に創設された。

同時に、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括

的な基本法である「こども基本法」が施行された。

本稿では、「こども基本法の施行について」（令和5年4月1日こども家庭庁長官通知）の記載事項を解説しながら、こども基本法の目的や基本理念等について、御紹介したい。

### 2 こども基本法の趣旨

こどもに関する施策については、これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできたが、いまだ少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない。また、

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である。このため、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方公共団体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要である。以下、この法律のポイントを6点紹介する。

第一に、この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわた

る人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を目指すことを明示し、それに向けて「子ども施策を総合的に推進すること」を目的としている点である。

第二に、子ども家庭庁設置法と同様に、「心身の発達過程にある者」を「子ども」と定義し、「子ども施策」を「子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義している点である。

第三に、子ども施策の基本理念として、「児童の権利に関する条約」のいわゆる四原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に相当する内容を規定しているほか、こどもの養育や子育てについての基本理念を定めている点である。

第四に、年次報告及び子ども大綱の規定を設けている点である。なお、この法律により、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における国会報告や大綱等を束ねることにより、関係する施策に横串を通すとともに、行政の事務負担の軽減を図ること

としている。

第五に、閣僚会議として、「子ども政策推進会議」を設けることとしている点である。この会議についても、先述した三つの法律における会議等を統合することとしている。

第六に、国の責務等を規定し、また、基本的施策として、子ども施策に対する子ども等の意見の反映、支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、子ども施策の充実及び財政上の措置等を規定している点である。

子ども基本法の概要については、子ども家庭庁のホームページ（以下URL参照）にも概要と説明資料を掲載しているので、こちらも参考にされたい。

ホームページURL： <https://www.dfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

以下、特に自治体職員の皆様に関係する条文について要旨をまとめた。

### 3 各条文の要旨

#### (1) 法制定の目的（第1条関係）

子ども家庭庁の設置を機に、従来、諸法律に基づき、国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たり共通の基盤として、こ

ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることで、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されたことを示している。

#### (2) 定義（第2条関係）

本法における「子ども」は、心身の発達の過程にある者と定義しており、年齢で必要な支援が途切れることのないよう、一定の年齢を定めていない。既存の各法令において「子ども」や「児童」、「青少年」などの語が使われているが、定義や対象年齢は様々であることを踏まえ、当事者である子どもに分かりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

「子ども施策」は、子どもに関する施策と一体的に講ずべき施策からなり、こどもの健全やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育、雇用、医療など幅広い施策が含まれる。

#### (3) 基本理念（第3条関係）

子ども施策を行うに当たった基本理念を規定している。

第1号から第4号は、「児童の権利に関する条約」の「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児

童の最善の利益」のいわゆる4原則の趣旨を踏まえ、定めている。

前記に加え、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、第5号ではこどもの養育について、第6号では子育てについてそれぞれ定めている。

(4) 責務等(第4〜7条関係)

国・地方公共団体に対しては、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を、事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を、国民に対しては、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を、それぞれ課している。

(5) 年次報告(第8条関係)

こどもをめぐる状況及びこども施策の実施状況に関する報告(こども白書)を、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」の内容が盛り込まれた一つの白書として毎年、国会に提出することを定めている(いわゆる法定白書)。

(6) こども大綱(第9条関係)

政府はこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども

大綱」という。)を定めなければならないとされている。こども大綱は、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期的な方針や重要事項を一元的に定めるものであり、年内を目的に策定することとされている。政府全体として統一性のある大綱の下で、総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなる。

(7) 都道府県こども計画・市町村こども計画(第10条関係)

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成、また、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられている。これらの計画は、既存の各法令に基づく以下の計画と一体のものとして作成することができる。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・ こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県・市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する

事項を定めるものの例

次世代育成支援対策推進法に基づく子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとつて一層分かりやすいものとする事、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

(8) こどもの意見の反映(第11条関係)

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めるものである。

ここでいう「国」は、行政府のみならず、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」は、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律に定めるところにより置かれる委員会や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。児童の権利に関する条約第12条では、こども

もが自己に影響を及ぼす全てのことに對して意見を表明する権利を保障すること、個々の子どもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に關する手續において当該子どもに對して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「子どもに關する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「子ども施策」、つまり、子どもの成長に對する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に對し、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付ける規定である。

子どもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によつて様々であると考えられるが、様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれた子どもを始め様々な状況にある子どもや低年齢の子どもを含めて、多様な子どもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのかは、個々の施策の目的等に應じて、様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定されることである（子どもや若者を対象としたパブリックコメントの実施

／審議会・懇談会等の委員等への子どもや若者の参画の促進／子どもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、子どもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり）。また、子どもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、子ども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしつかり考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

子どもの意見反映については、昨年度「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」を実施したところであるほか、今年度より子ども家庭庁で「子ども若者意見反映推進事業」（通称：子ども・若者★いけんぶらす）を開始したところであり、以下のURLに前述の調査研究や事業詳細のほか、「自治体向けQ&A」等も掲載されているので、地方公共団体が子どもの意見反映に取り組む際には、これらも参考にされたい。

ホームページURL：<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/>

### （9）関係者相互の有機的な連携の確保等（第13・14条関係）

子ども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

ここでいう有機的な連携の具体的な取組としては、関係機関と民間団体、官民等の適切な役割分担の下、情報の連携による支援ニーズの迅速な把握や支援の実施などが想定される。これにより、各地域における子ども施策に關わる支援が効率的に、切れ目なく行われることが期待される。

また、地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされており、協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に關する業務を行う行政機関、地域において子どもに關する支援を行う民間団体等が想定されている。

ここでいう「協議会」とは、例えば個別法に基づき置かれる、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会、地方版子ども・

子育て会議、子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会等の合議体や、これらに類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含むものとして包括的に規定されており、これらと別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

(10) こども政策推進会議(第17、20条関係)  
従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。

「こども政策推進会議」は、こども大綱の案を作成することとされているが、作成に当たっては、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。これを踏まえ、内閣総理大臣からこども家庭庁設置法に基づく審議会である「こども家庭審議会」に対して諮問がなされ、現在、「こども家庭審議会」において、こども大綱の案の作成に向けた具体的な議論が進められているところである。

#### 4 終わりに

こどもや若者は、一人一人がとても大切な存在である。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要である。こども基本法は、こうした社会を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくために制定された法律であり、本稿を御覧になった一人でも多くの自治体職員が、その目的や基本理念等について熟知されることを期待する。

●第72号(2023年2月発売) 定価 1,265円(税込)

#### ・特集 変わりゆく公務員の人材確保と管理

公務員離れの現状とその理由  
地方公務員採用試験の現状と課題～採用試験はこのままでよいのか～  
離職にどう対応していくか  
なぜ管理職を目指さないのか～採用試験の変容と昇進意欲～  
定年引上げ後の定員管理をどのように行うか  
職場の人間関係をどう構築するか～「ナナメの関係」で耐震補強する～

#### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例  
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～  
びワイチ推進条例

#### ・トピックス

児童の安全を確保するために自治体だからこそできること  
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」のポイントと自治体の役割  
新たな「自殺総合対策大綱」についての解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>  
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX 0120-953-495 Web 案内

